

しながわWEB写真館で公開している写真の貸出しに関する要綱

制定 平成19年10月24日 区長決定
平成19年10月 要綱第126号
改正 平成25年 3月 要綱第 67号
改正 平成31年 3月 要綱第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区が管理するホームページ「しながわWEB写真館」(以下「写真館」という。)において公開されている写真(以下「デジタル写真データ」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しの対象となるデジタル写真データは、区が著作権を有している写真および区以外の者が著作権を有している写真で第三者への貸出しについて当該者の承諾があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、人物または建物等の識別可能なデジタル写真データは、当該者から第三者へ写真を貸すことの承諾があるものを除き、貸出しの対象外とする。

(貸出しの申込み)

第3条 デジタル写真データの貸出しを受けようとする者(以下「貸出申込者」という。)は、デジタル写真データ貸出利用申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を貸出しを希望する日の5日前までに提出しなければならない。

2 貸出申込者は、前項の申込書を提出するに当たり、デジタル写真データを使用する事業の内容がわかる企画書等の資料をあわせて提出するものとする。

(貸出しの制限)

第4条 区長は、デジタル写真データの利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、貸出しを拒むことができる。

- (1) 区の公共性を損なうおそれがあるとき。
- (2) 風俗営業取締法(昭和23年法律第122号)第1条に掲げる営業に利用するとき。
- (3) 政治活動、宗教活動等に利用するとき。
- (4) 公序良俗に反するとき。

(5) インターネット上に公開または電磁的記録媒体に記録し、主として第三者に閲覧または貸出しすることを目的として利用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用目的として適当でないと認めるとき。
(貸出し枚数および期間)

第5条 貸出しするデジタル写真データは、一の利用目的につき20枚以内を目安とする。

2 デジタル写真データの貸出し期間は、貸出しを決定した日の翌日から起算して1カ月以内とする。
(貸出しの決定等)

第6条 区長は、第3条第1項の規定に基づく申込みがあったときは、速やかに審査を行い、デジタル写真データ貸出しの可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、デジタル写真データを貸し出すことと決定したときはデジタル写真データ貸出決定通知書(第2号様式)により、デジタル写真データを貸し出さないことと決定したときはデジタル写真データ非貸出決定通知書(第3号様式)により貸出申込者に通知するものとする。

(提供の方法)

第7条 前条第2項の通知を受けた貸出申込者(以下「借受者」という。)は、デジタル写真データの交付を受けるための媒体を用意し、区に持参しなければならない。

2 前項の媒体を用意することに要する費用は、借受者の負担とし、コンピューターウイルス感染防止のため、新品の媒体を持参するものとする。

(貸出料)

第8条 デジタル写真データの貸出料は、1点につき3,000円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料とすることができる。

- (1) 官公庁または関連団体が使用するとき。
- (2) 区内の商店街または地域の活性化に寄与する使用と認めるとき。
- (3) 区内のコミュニティの発展に寄与する使用と認めるとき。
- (4) 区の取り組みのPRに当たるものと認めるとき。
- (5) 非営利目的で使用すると認めるとき。
- (6) 専ら区を紹介する番組等で使用すると認めるとき。
- (7) 区以外の者が著作権を有しているデジタル写真データで、第三者への貸出し

について当該者の承諾があるものを貸し出すとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、区長が特に認めるとき。

(データの消去)

第9条 借受者は、第5条第2項に規定する貸出期間満了後、直ちにデータを消去しなければならない。

2 借受者は、前項に規定するデータ消去について、貸出し期間満了後5日以内にデジタル写真データ消去届出書（第4号様式。以下「届出書」という。）により区長に届け出るものとする。

3 借受者が届出書を提出しない場合は、貸出申込者からの第3条第1項の規定による写真貸出しの申込みはこれを受け付けないものとする。

(貸出料の返還)

第10条 既納の貸出料は、返還しない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの条件等)

第11条 区長は、第6条第1項の規定により、デジタル写真データの貸出しを決定した場合は、当該貸出しに当たり、次の各号に掲げる条件を付けることができる。

(1) 貸出し1回につき、1回のみ利用とし、利用目的の範囲および利用期間内の使用とすること。

(2) 区に無断で転載、複製、販売、貸与をしないこと。

(3) 写真の被写体に係る肖像権、商標権等の権利に関する使用許諾等が必要な場合には、借受者において使用許諾等の手続を行うこと。

(4) 貸出しを受けたデジタル写真データの掲載にあたっては、「しながわWEB写真館（品川区）提供」の記載をすること。

(5) デジタル写真データの貸出しを受けて作成した掲載物を一部提出すること。

(6) 貸出しを受けたデジタル写真データは、貸出期間満了後5日以内にデータを消去し、デジタル写真データ消去届出書を提出すること。

(決定の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の写真の貸出決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸出しの決定を受けたとき。
- (2) 利用目的または貸出しの条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。